

令和4年度 甲賀市就学援助制度のご案内

甲賀市教育委員会事務局学校教育課

就学援助制度とは、甲賀市立小中学校または県立中学校に就学している児童生徒がいるご家庭に対し、就学に必要な費用の一部を援助する制度です。

◆対象世帯について

- ①生活保護法による扶助を受けている世帯(修学旅行費のみ)
- ②経済的な理由により児童生徒の就学が困難な状況で、就学費用の支援が必要と認められる世帯
→世帯全員の所得合計額が基準額(生活保護基準の1.5倍)以下である世帯
(認定となる総所得金額の例)

世帯人数	世帯構成	総所得金額
2人世帯	母20代、小学生1人	約210万円
3人世帯	母40代、中学生1人、小学生1人	約290万円
4人世帯	父50代、母40代、中学生1人、小学生1人	約330万円
5人世帯	父40代、母30代、中学生1人、小学生1人、未就園児1人	約360万円

※この例はあくまで目安です。所得基準は、年齢や家族構成により細かく異なりますので、申請後、個別に審査します。

※総所得金額とは、世帯全員の前年所得の合計額です。同世帯に祖父母がいる場合は、その方の所得も含まれます。

◆申請について

前年度に認定された方でも、毎年申請が必要です。また、総所得金額が変わるため、継続して認定されるとは限りません。

1) 申請書類について

- ・学校または教育委員会事務局学校教育課に下記の書類を提出してください。

【申請書類】

○要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給申請書

- ・児童生徒1人につき1枚となりますので、兄弟姉妹がいる場合は人数分必要です。
- ・記入もれ、押印もれが無いようご注意ください。

○通帳のコピー

- ・金融機関名・支店名・口座番号・名義が確認できる、見開き1ページ目のコピーを付けてください。

2) 所得の申告と所得証明について

- ・世帯の所得による審査を行いますので、世帯の中で申告を行っていない方がいる場合は、必ず申請前に前年所得の申告を税務署または市役所税務課で行ってください(所得が無い場合も申告が必要です)。
- ・令和4年1月2日以降に甲賀市へ転入した方は、令和4年1月1日時点の住民登録地の市町村が発行した所得証明が必要です。令和4年度(令和3年中の所得)の所得証明は6月以降の発行となるため、先に申請書を提出し、6月末までに令和4年度の所得証明を提出してください。

3) 申請書類の提出先

学校または甲賀市教育委員会事務局学校教育課へ、必要書類を揃えて提出してください。

4) 申請期間

≪申請期間：4月～5月末日≫

- ・上記の期間に申請し認定された方は、4月分から支給されます。
- ・6月以降も随時申請は受け付けますが、受け付けした月からの支給となります。4月にさかのぼって支給することはできません。

◆審査・認定について

- 提出された申請書等に基づいて、教育委員会にて所得の審査・認定を行います。世帯構成や家族の年齢等により認定の基準が異なりますので、個別に審査します。
- なお、年度ごとの審査となるため前年に認定されていた方でも今年度は認定されない場合があります。
- 審査において、課税台帳等を閲覧します。また、学校長及びお住まいの地域の民生委員児童委員の意見を伺うことがありますのでご了承ください。
- 年度途中で世帯構成の変更等があった場合は、再度申請、審査が必要です。学校又は教育委員会へお知らせください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減少（家計急変）した世帯について、直近の収入状況などを勘案して援助の対象となる場合がありますので、学校教育課へご相談ください。

◆審査結果の通知について

- 当初申請分の審査結果は7月初旬頃に学校へ通知するとともに申請者（保護者）へ郵送で通知します。
- 年度途中で申請された方については、随時審査し、結果を通知します。
- 認定結果通知書は、当年度末まで大切に保管してください。

◆支給について

- 原則、申請書に書かれた保護者の口座に振り込まれます。ただし、学校諸費等に未納がある場合などは、学校へ振り込み、学校にて調整後に学校から保護者へ支給します。
- 所得の変動により、認定後に認定取消となった場合、支給された就学援助費を返金していただきますので、ご了承ください。

【支給時期】

1学期（4～7月分）	7月支給	※それぞれの支給の際に、支給金額、振込日等を郵送で通知します。
2学期（9～12月分）	12月支給	
新入学用品費（入学前）	1月支給	
3学期（1～3月分）	3月支給	

【支給費目・支給額（年額）】

支給費目		学用品費	通学用品費	*1新入学用品費	修学旅行費	校外活動費	*2学校給食費	*3医療費	通学費	卒業アルバム代
小学校	入学予定	—	—	54,060円	—	—	—	保護者負担額 ※学校保健安全法施行令第8条による疾病の治療に限る。	—	—
	1年	11,630円	—		実費支給上限額 22,690円 (6年参加者のみ)	実費支給上限額 1,600円 (参加者のみ)	38,500円 (月額 3,500円× 11ヶ月)		実費支給 ※片道4km 以上の場合	—
	2～5年		2,270円	—	60,000円	11,000円				
	6年		—	—						
中学校	1年	22,730円	—	—	実費支給上限額 60,910円 (3年参加者のみ)	実費支給上限額 2,310円 (参加者のみ)	44,000円 (月額 4,000円× 11ヶ月)	実費支給 ※片道6km 以上の場合	—	
	2年		2,270円		—	8,800円				
	3年		—		—					

※1 小学校新入学用品費は、準要保護児童に認定された入学予定者に支給します。小学1年生の4月から支給対象となった方で入学前に支給を受けていない方には小学校入学後に支給します。中学校新入学用品費は、準要保護児童に認定された小学6年生に支給します。中学1年生の4月から支給対象となった方で小学6年生時に支給を受けていない方には中学校入学後に支給します。

※2 学校給食費は、欠食がある場合はその分を差し引き、実際の保護者負担額のみを支給します。

※3 医療費は、学校からの報告に基づき医療券を発行します(主に虫歯治療)。

◎学用品費、通学用品費、新入学用品費は定額支給となるので、支給された就学援助費の用途を確認するため、後日「購入物品報告書」を提出していただきます。

◎要保護児童生徒に認定された方の支給費目は、修学旅行費および医療費です。

◎上記の内容は基本内容であり対象となる費目・支給金額は対象児童生徒によって異なります。

【問い合わせ先】

甲賀市教育委員会事務局 学校教育課学務係 甲賀市水口町水口6053番地 甲賀市役所4階

TEL : 0748-69-2243 FAX : 0748-69-2293